

時事新報

第二千五百六十七號
 明治廿三年二月十六日 日曜日
 舊曆己丑閏十二月廿七日(戊辰)
 出刊時間 午前六時三十分
 印刷時間 午前六時三十分
 月入千圓 三月三圓 半年六圓 一年十二圓
 廣告費 別表
 (西曆一千八百九十年)

時事新報定價
 時事新報一年三百六十五日、休刊せず其代價選送廣告料ハ左ノ如シ
 一枚二圓〇一月月金五十圓〇三月月金一圓五十圓〇六月月金三圓〇一年月金六圓
 〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ購取スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一月月十五圓ノ送付料ヲ申付
 時事新報廣告料前金
 一行五號活字在四行 一日限 六日以上 七日以上
 一行 二行 三行 四行 五行 六行 七行 八行 九行 十行 十一行 十二行 十三行 十四行 十五行 十六行 十七行 十八行 十九行 二十行 二十一行 二十二行 二十三行 二十四行 二十五行 二十六行 二十七行 二十八行 二十九行 三十行 三十一行 三十二行 三十三行 三十四行 三五行 三十六行 三十七行 三十八行 三十九行 四十行 四十一行 四十二行 四十三行 四十四行 四五行 四十六行 四十七行 四十八行 四十九行 五十行 五十一行 五十二行 五十三行 五十四行 五五行 五十六行 五十七行 五十八行 五十九行 六十行 六十一行 六十二行 六十三行 六十四行 六五行 六十六行 六十七行 六十八行 六十九行 七十行 七十一行 七十二行 七十三行 七十四行 七五行 七十六行 七十七行 七十八行 七十九行 八十行 八十一行 八十二行 八十三行 八十四行 八五行 八十六行 八十七行 八十八行 八十九行 九十行 九十一行 九十二行 九十三行 九十四行 九五行 九十六行 九十七行 九十八行 九十九行 百行

時事新報

裁判所構成法 (昨日の續)
 新法改訂第三の要點は控訴の方法即ち重罪に控訴を許したる一事あり舊法にては民事の判決は勿論刑事にても輕罪の言渡は共に控訴上告を爲すを得たれども重罪に限りては控訴を許さざるの定めなりしが新法に於ては控訴院の裁判權中に「地方裁判所の第一審判決に對する控訴」とありて總て地方裁判所に於て第一審として判決したる事件は民事の訴訟は勿論即ち刑事に至りても其輕罪たるも重罪たるもに論なく一様同等に控訴する事を得るものあり蓋し普通の見解を以てすれば罪の重きに隨ひて裁判の法を鄭重にする爲す可き筈なるに然るに從來の法にては輕罪には控訴上告を許さずががら重罪は唯上告のみにして控訴を許さざるは頗る怪しむ可きが如くなれども凡る重罪の法を犯すものは大抵殺人強盜等の類にして其罪假令へ死に該らざるも其刑期の極めて長きものあれば苟も上訴の道あるに於ては幾回にても之に依りて以て萬一の僥倖を試みんとするは普通の人情に免れざる所なる可し今かする罪人の爲めに上訴の手續を重なるは裁判を鄭重ならしむるの一方より云へば則ち可なりと雖も罪狀も明白なる罪人の爲めに既に上告の道ある上に更に無用の手續を再びするは事に於て益なきのみならず之が爲めに益々裁判事務の多端を致し隨て多人數の法官を要する事となるは勢の免れざる所にして詰り其負擔の歸する所は無辜の良民に外ならざれば斯る方法を決して事體の宜しきを待たざるものにあらざるとの説も亦なきにあらざりて西洋諸國にても重罪に控訴を許さざるの一事は各國いづれも同一様なりと云ふ尤も彼國々の法廷は陪審の制度ありて重罪などの裁判は勿論陪審の人々を相談して決するの風なれば多少の邊の斟酌もあると云ふならんやれども兎も角に重罪に控訴を許さざるは普通なるよし然る今今回の新法に右の控訴は實に世界未曾有の新例として之を以て空前絶後の一大改訂と云はざるを得ず此事に就ては我輩は茲に多言するを欲せず唯我國當局の法官が事實に於て此大改訂の實を空ふせざらん事を希望するのみ

判權の擴張と云ひ控訴の方法と云ひ之を實行するに如何れ非常の手續と莫大の費用とを要するものとならん西洋の法廷に正理は迅速と廉價とに在りとの言あり蓋し手續と費用とを要して得たる正理は正理の用を爲さずとの意味ある可し然りと雖も從來の日本社會は百事草創にして殊に法律裁判の如きは未だ古風の境界を死れざりし事なれば今の日本國民たる者は手續と費用とを出して裁判の正理を買はざる可らず今回の新法の如きも實際の手續と費用とは容易ならざる事ならんやれども之を以て裁判の正理を買ふの代價と見れば亦以て不平も亦かる可し而して裁判の正を致さんとするには裁判法の鄭重周旋なるも固より必要なれども第一の要は法官の獨立にして苟も其身の獨立なきとては其裁判も正ざるを得べからず左れば我輩は今後日本の法官たるものが上は憲法の正條を基き下は新法の精神を體し固く其身の獨立を保ちて獨立の裁判を爲さん事を日本國民と共に希望するものなり (畢)

官報
 〇問答は問合 昨日日本欄第二段第三十行中間答は問合の誤りありと昨日の官報第二是正したり
 〇内務省訓令第三號
 臨時建築局 警視廳 府 留 縣 集治監
 明治廿三年 假 留 監 集治監
 但別冊ハ別ニ頒ツ
 〇内務省訓令第四號
 臨時建築局 警視廳 府 留 縣 集治監
 明治廿三年 假 留 監 集治監
 〇内務省訓令第六號
 臨時建築局 警視廳 府 留 縣 集治監
 明治廿三年 假 留 監 集治監

金庫出納後
 明治廿二年(十二月)勅令第百二十六號金庫規則第六條ニ依り中央金庫本金庫支金庫ノ現金保管出納ヲ取扱フ場合ニ於テ金庫帳簿ハ銀行本業部ト混同セザルヲ標榜シ且シテ其金庫ノ金庫帳簿ノ藏置シアルモノヲルコトヲ標榜シ足レハキ標章ヲ掲クヘシ
 明治廿三年 大藏大臣伯耆松方正義
 二月十五日

北海通關 府縣
 當省所管免許料手續料嶺山借區稅徵收順序左ノ通相定メ明治廿三年四月一日ヨリ施行ス
 〇農商務省訓令第六號
 二月十五日

農商務大臣岩村通俊
 二月十五日
 農商務省所管免許料手續料嶺山借區稅徵收順序
 第一條 農商務省所管免許料手續料嶺山借區稅ノ徵收ハ此順序ニ據リ北海通關府縣ニ於テ之ヲ取扱フヘシ
 〇第二條 收入豫算ハ明治廿二年三月閣令第十二號廣入豫算豫定順序及同年四月大藏省訓令第二十一號様式ニ據リ調製シ前々年度二月廿八日迄ニ農商務省へ送付スヘシ
 〇第三條 廣入概算月額金庫區分表ハ明治

陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

廿二年十二月大藏省訓令第七十五號ニ據リ調製シ毎年度廣入概算書ト共ニ農商務省へ送付スヘシ
 〇第四條 農商務省ハ豫算裁定ニ基キ各目ノ金額ヲ連スルモノトス
 〇第五條 收納取扱方ハ明治廿二年十一月大藏省訓令第六十六號諸收入收納取扱順序第三條以下ノ各條ニ據ル但毎月收入總報告書ハ其翌月十五日迄ニ農商務省へ送付スヘシ
 〇第六條 過誤納金ヲ發見シ其拂戻シテ要スルトキハ下戻計算書ヲ作り之ヲ農商務省へ送付スヘシ

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日
 〇陸軍省告示第三號
 本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬へ工兵方面支署ヲ置ク
 〇陸軍大臣伯耆大山 嚴
 二月十五日

此兵は實に埃及國したる人數にして等々を以て成立ししも一將軍に從ふてカール・ワット・アンドリュ・ン大尉及び醫士バ・ン等に總て十八あり并にトルーパー其他にて此一隊を辭し英・ワニ・ムン・三氏はのあり次に此遠征中象牙及び奴隸の商賣ヲ以て同人は實にしどき之れを説服しものなりと云ふ倍此り今や一隊がコンゴの苦にに出合ふ至れば此遠征隊は既に至りたる時よりして

人であるもの續々生入用は品より外は一今同勢七百人と云ふて何處に其食糧をれば此遠征隊は既に至りたる時よりして

人であるもの續々生入用は品より外は一今同勢七百人と云ふて何處に其食糧をれば此遠征隊は既に至りたる時よりして

人であるもの續々生入用は品より外は一今同勢七百人と云ふて何處に其食糧をれば此遠征隊は既に至りたる時よりして

人であるもの續々生入用は品より外は一今同勢七百人と云ふて何處に其食糧をれば此遠征隊は既に至りたる時よりして

人であるもの續々生入用は品より外は一今同勢七百人と云ふて何處に其食糧をれば此遠征隊は既に至りたる時よりして

人であるもの續々生入用は品より外は一今同勢七百人と云ふて何處に其食糧をれば此遠征隊は既に至りたる時よりして

人であるもの續々生入用は品より外は一今同勢七百人と云ふて何處に其食糧をれば此遠征隊は既に至りたる時よりして

人であるもの續々生入用は品より外は一今同勢七百人と云ふて何處に其食糧をれば此遠征隊は既に至りたる時よりして

人であるもの續々生入用は品より外は一今同勢七百人と云ふて何處に其食糧をれば此遠征隊は既に至りたる時よりして

人であるもの續々生入用は品より外は一今同勢七百人と云ふて何處に其食糧をれば此遠征隊は既に至りたる時よりして

人であるもの續々生入用は品より外は一今同勢七百人と云ふて何處に其食糧をれば此遠征隊は既に至りたる時よりして

人であるもの續々生入用は品より外は一今同勢七百人と云ふて何處に其食糧をれば此遠征隊は既に至りたる時よりして